

いじめ防止基本方針

久御山町立佐山小学校

1 はじめに

(1) 「いじめ防止基本方針」策定について

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体の重大な危険を感じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。

久御山町では、児童1人1人の尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、地域・家庭・その他の関係者との連携の下、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため**いじめ防止基本方針**を策定した。

(2) いじめの定義について

いじめの防止等は、全ての学校・教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要な課題である。

いじめをなくすため、まずは、日頃から、個に応じたわかりやすい授業を行うとともに、深い児童生徒理解に立ち、生徒指導の充実を図り、児童生徒が楽しく学びつつ、いきいきとした学校生活を送れるようにしていくことが重要である。

文部科学省 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(3) いじめの防止のための学校の基本的な方針について

ア いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえて、すべての児童対象にいじめに向かわせないためのいじめの未然防止、早期発見、早期対応の取組を行っていく。

イ 校内研修等、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組を行っていく。

ウ 保護者や学校運営協議会、地域の方々、学校教育に携わるすべての関係者一人一人が、いじめ問題の重要性を認識し、参画できる取組も検討していく。

エ いじめの防止、早期発見、早期対応に関する措置を実効的に行うための中核となる常設の組織を設置する。（基本方針策定や見直し、いじめ防止の取組や計画が進んでいるかをチェックする。）

(4) 「いじめ」の特徴

- ア いじめの動機が感覚的なものであることが多い。
- イ いじめることが遊び半分に行われ、加害者にうしろめたさや罪の意識が弱い。
- ウ 親や教師に見えにくい場面で起こり、深刻な事態に発展するまで放置される。
- エ 集団で行われ、それを見ている周囲の子どもが加勢したり、傍観したりするため、いじめられる側は一層に孤立する。
- オ 特別な問題行動の見られない子どもの間でも発生しており、いわゆる「いじめの一般化」が進行している。
- カ いじめる側に立たなければ、自分がいじめられるという不安感からいじめる場合がある。
- キ 観衆（はやし立てたり、おもしろがったりする人）、傍観者（黙認し、知らん顔している人）にもいじめの制止行動が期待できない以上、味方にはならず、いじめの被害者は、さらに孤立を深めることになる。

(5) 「いじめ」の態様

文部科学省初等中等教育局 「いじめの防止等のための基本的な方針」

- ・ 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(6) 学校のいじめ対応の基本的な在り方 「生徒指導提要より」

- ・ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、丁寧に調査した上でいじめに当たるか否かを判断する。
- ・ いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできない。
- ・ いじめが解消している状態とは、①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間(3か月が目安)継続している、②被害者が心身の苦痛を受けていない(本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないかどうか確認する)、という二つの要件が満たされていることを指す。
- ・ 教職員がいじめに関する情報を抱え込み、対策組織に報告を行わないことは法第 23 条第 1 項(*)に違反し得ることから、教職員間での情報共有を徹底する。
- ・ 学校は、いじめ防止の取組内容を基本方針やホームページなどで公開することに加え、児童生徒や保護者に対して年度当初や入学時に必ず説明する

* 法第 23 条第 1 項 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

(7) 「いじめ」を許さない日常的な指導の充実

ア いじめている児童に対しては、毅然とした指導を行う。

イ いじめられている児童については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示す。

ウ 児童一人一人を大切にする教職員の意識や、日常的な態度が重要になる。

本校では、前に示す日常的な指導がより効果的に進められるよう、「いじめ防止基本方針」を策定し、以下に記す具体的な取組を全教職員共通理解のもとに、学校全体で組織的に推進するものである。

2 いじめの防止等の対策のための組織について

(1) いじめ防止対策委員会

ア いじめの防止に関する取組を実効的に行うために、校内に「いじめ防止対策委員会」を設置する。

イ 「いじめ防止対策委員会」の構成員は次の通りとし、必要に応じて関係する教職員や専門家を加える。

いじめ防止対策主任：生徒指導主任

いじめ防止対策委員会構成員：校長・教頭・教務主任・教育相談主任

特別支援教育コーディネータ・養護教諭

心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者 等

ウ 「いじめ防止対策委員会」は、毎月生徒指導部開催時に併せて開催する。緊急の必要があるときにはこの限りではない。

(2) いじめ防止対策委員会の役割

ア 基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証

イ いじめの相談・通報の窓口

ウ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集と記録、共有

エ いじめの疑いに関する情報に対して関係ある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等

オ 重大事態が疑われる事案が発生した場合、いじめとして対応すべき事案か否かを判断

カ 重大事態が疑われる事案が発生した場合、重大事態に係る調査

キ 関係機関・専門機関との連携

3 未然防止のための取組

(1) 未然防止の考え方

あえて被害者・加害者を発見するまでもなく、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるという認識に立ち、全員を対象に働きかけ、いじめに向かわせない未然防止の取組を行うことが最も合理的で、最も有効な対策である。

(2) 未然防止の基本

全ての児童が安全安心に学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進める。児童一人一人の居場所づくりや絆づくりをキーワードに学校づくりを進め、互いに認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作り出していくよう指導する。

(3) 主に教師に求められること

全ての児童にとって安全で安心な学校、学級づくり（プロアクティブな生徒指導の実践）

ア 生徒指導の実践上の視点を生かした授業づくり

自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供

安全・安心な風土の醸成

イ わかる授業づくり・規律のある授業づくりの推進

（ア）すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。

（イ）いじめ防止のための年間計画の中に、授業を担当するすべての教員が公開授業を行い、互いの授業を参観し合う機会を位置付ける。

（ウ）授業中の規律について授業を見合う、見せ合うことによって改善・解決していき、学校として揃えていくべき事柄を考える。（ベル着・教室環境の整備）

ウ 教師の資質能力の向上を図る取組の推進。

教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動をなくす。

エ 心の教育の充実

（ア）道徳教育・人権教育の推進

（イ）体験活動・読書活動の推進

（ウ）規範意識、コミュニケーション能力の向上を目指した取組の充実を図る。

（エ）いじめについて理解を深める授業を、すべての学年や学級で計画的に実施する。

（オ）情報モラルについての指導を進める。（「ネット上のいじめ」などの問題の指導の充実）

オ 自己有用感をはぐくむ取組の充実

（ア）行事における学級づくり

（イ）ピア・サポートの推進（異年齢集団による交流・幼小連携・ペア学年の取組）

(4) 家庭・地域連携について

学校の方針、指導計画等の情報について、日頃より、家庭や地域へ積極的に公開し、保護者や地域住民の理解を得るようにする。

(5) 主に児童にはぐくむこと

ア 「居場所づくり」の推進

（ア）学級や学年、学校を児童の居場所になるようにする。

（イ）児童が安心感を得るための授業改善、授業の見直し。

イ 「絆づくり」の推進

（ア）子ども自らが主体的に取り組む活動を設定する。

互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりできる活動を行う。

（イ）教師は、「絆づくり」や「自己有用感」を感じる「場づくり」を設定する。

（ウ）全員の子どもの「絆づくり」を促すための教師の組織的・計画的な働きかけを行う。

ウ いじめに向かわせない学校の取組（規律・学習・自己有用感）

（ア）きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身に付け、認められているという実感を持った学校生活が過ごせるようにする。

(6) いじめ未然防止の取組

月	取 組 内 容		
	教職員	児 童	付けたい力
4 月	学校運営協議会 と教職員との交流	学習規律及び学校のきまりの徹底 学級組織作り、班活動、委員会の決定	規範意識 自己有用感
5 月		名札、帽子の着用・雨の日の遊び（児童会） 1年生を迎える会	つながり合う力 規範意識
6 月		いじめアンケート	自己有用感
7 月	校内研修	人権教育・障害者理解教育	自己理解 他者理解
8 月	個人懇談会		規範意識 つながり合う力
9 月	校内研修（児童理解） 学校運営協議会 と教職員との交流	非行防止教室（5・6年）	
10 月	生活点検	生活点検	自己理解 つながり合う力
11 月		学級組織見直し 委員会の決定 持久走大会 いじめアンケート	自己有用感 自己有用感 自己有用感
12 月		人権週間取組	他者理解
1 月	生活点	生活点検 書き初め展・校内作品展 性教育	自己理解 自己有用感 自己理解 他者理解
2 月		学習発表会 6年生を送る会	つながり合う力 自己有用感
3 月		学年末のまとめ	自己理解

* 毎月実施しているもの

- ・ あいさつ運動 登校指導
- ・ 教育相談

(7) 双方向の地域連携

ア 積極的な学校行事の公開

イ 学校行事への地域の協力要請

(ア) 運動会

(イ) 持久走大会

ウ 地域行事への参加・協力

5月 さつまいもの苗植え

6月 ドッジボール交流会

6月 玉ねぎ収穫（青少協）

7月 じゃがいも収穫

10月 校区防災訓練（防犯対策協議会）

11月 さつまいも収穫（青少協）・収穫祭

11月 標語づくり（青少協）

1月 大根収穫（青少協）

4 いじめの早期発見について

(1) 早期発見の考え方について

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われることが多いことを教師が認識する必要がある。日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃がさないようにする。

(2) 早期発見の基本について

ア 児童のささいな変化に気付く。（資料：早期発見チェックポイント参照）

(ア) 学校生活や学習面から気になる変化が見られた場合、目撃情報を集約する。

(イ) 学級日誌や個人ノート、日記等を活用し児童の変化に気付くよう意識する。

(ウ) 保健室の様子を聞く。

(エ) 家庭での様子、地域の通学時の様子等を知る体制を工夫する。

(オ) 健康アンケートやいじめアンケート、生活アンケート等や定期的な個人面談を行う。

(カ) 教職員が、普段から児童への態度やかかわり方を見直す。

(キ) 暴力的な行為や暴力を伴ういじめを目撃した場合は、速やかに止める。

イ 気付いた情報を確実に共有する。

日常的に学年会や終礼等で報告・連絡・相談を常に行う。

ウ 情報に基づき速やかに対応する。

個人ではなく、組織的に対応する。

(3) 早期発見のための取組

ア 情報の集約と共有

(ア) いじめの情報については、些細なことを含め組織の担当者へ報告し、情報の共有化を図る。

(イ) 「いじめ防止等対策委員会」で共有された内容については、職員会議や終礼等を活用し、全教職員で共有する。

イ 学期ごとに全児童を対象としたアンケートを実施する。必要に応じて聞き取り調査も実施する。

ウ 相談窓口の設置と周知

(ア) 参観や懇談会の後に、教育相談の日を設け、実施する。

(イ) スクールカウンセラーと情報の共有をし、協力を仰ぐ。

(ウ) 隔週毎の金曜日等に個別児童対策会議を持ち、気になる児童の交流を行う。

(4) 早期発見に向けて教師に求められる力

ア 教師の資質・能力の向上を目指した研修

人権侵害を鋭く見抜き、苦悩する児童のいじめのサインを見逃すことなく敏感にとらえ、児童と保護者の信頼に応えられるようにする。

イ 平素から教師に相談しやすい雰囲気づくり

児童がいじめを受けた時のつらさを打ち明け、教師が受け止めることができるようにする。

ウ 授業や学級での様子はもとより、休み時間や放課後、清掃時間などあらゆる機会において、積極的に児童と触れ合い、学校全体で、児童の心を受け止められる教職員集団づくりに努める。

エ 養護教諭と教職員の交流を通し、児童理解を深め、授業改善を図る。

オ 相談機能の充実

スクールカウンセリングによる教育相談や校内教育相談を効果的に活用する。

カ 児童の気持ちに寄り添った指導・援助

いじめの兆候や訴えがあったときは、じっくり話を聴き、何よりも苦しみやつらさと和らげ親身になって受け止める。

キ いじめを知ったとき、全教職員の共通理解の下、校長を中心にして動ける組織体制の確立

5 いじめに対する早期対応の取組について

(1) いじめに対する早期対応の考え方

いじめの発見通報を受けた場合は、特定の職員で抱え込まず、速やかに「いじめ防止対策委員会」で情報共有し、今後の対応について検討する。その際には、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全体の共通理解、保護者との協力、関係機関・専門機関との連携に努める。

(2) いじめ発見・通報をうけた時の組織的な対応について

ア いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為をやめさせる。

イ いじめと疑われる行為を発見した、あるいは相談や訴えがあった場合には、速やかに「いじめ防止対策委員会」で情報を共有する。

- ウ 「いじめ防止対策委員会」が、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合には、関係者の協力のもと、事実関係の把握を迅速かつ正確に行う。
- エ いじめであると判断されたら、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消までこの「組織」が責任を持つ。
- オ 問題の解消とは、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものではない。児童の人格の成長に主眼をおき、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消になるという考え方で動き、その後の経過も見守る。
- カ 加害児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難と考えられる場合や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、教育委員会、児童相談所とも連絡を取り、所轄警察署と相談して対処する。
- キ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ク いじめが「重大な事態」と判断された場合には、久御山町教育委員会からの指示に従って必要な対応を行う。
- ケ 個々の事案に柔軟かつ適切な対応が必要になる。一方的、一面的な解釈で対処しないこと、プライバシーを守ること、迅速に保護者に連絡すること、教育的配慮のもとでのケアや指導を行うことなどに留意する。

(3) 被害者の安全確保と継続指導

- ア いじめが発生した時は、いじめられた児童から目を離さず、仕返しの不安を払拭するなど、身体的・精神的な安全の確保に全力を注ぐことを最優先する。
- イ いじめが完全になくなるまで注意深く徹底した指導をし、継続して十分な注意を払い、いじめられている児童を学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示す。

(4) 加害者や周囲の児童への指導

- ア いじめへの毅然とした初期対応により、いじめは人権侵害であり、絶対に許されるものではないということを理解させる指導を徹底する。
- イ いじめの非人間性に気付かせることも大切である。被害者の身体的・精神的苦痛を共感的に受け止めさせ、生命尊重と人権尊重の精神を理解させる。
- ウ いじめの背景にあるいじめる側の心理を読み取る。
- エ いじめる側に不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることが少なくない。対応の方向性への示唆が得られるだけでなく、その視点から児童の生活を見ることでいじめの未然防止にもつないでいく。
- オ いじめる側のいじめに至る状況を把握し、孤立させることなく、自分の行動について反省を促すとともに、許されないことであることが自覚できるまで指導を徹底する。

(5) 生命の大切さの徹底

- ア すべての児童に対して、生命や人権の大切さについての指導や生きる力をはぐくむ指導を改めて徹底する。
- イ 児童の自殺を食い止めるためのあらゆる手立てを講じなければならない。その際、絶対に死んではいけないこと、死にたいと思ったらその思いを周囲の人に打ち明けること、また電話やメールによる相談もできることを児童一人一人に徹底する。

(6) 児童自ら解決できる力の育成

児童がもつ正義感や浄化機能を高め、正義がいきわたる学校、学級づくりに努め、児童自らがいじめの問題の解決に取り組むよう指導することで、同様の事態が再発することの未然防止につなげる。

(7) 「ネット上のいじめ」に関する指導

ア 早期発見に向けて、子どもとインターネットや携帯サイトとの関わり方を理解し、困った時に周りの大人に相談できる環境づくりや、子どもたちの交友関係の把握をする。

イ いじめ発見時は、事実関係を確認し、いじめられた児童の保護を最優先し、心のケアに配慮する。他にも同様の情報が公開されていないか調査し、当該情報を保存した上で削除が必要と判断される場合は、管理者やプロバイダー等へ削除依頼を行う。

ウ いじめの解消に向けて、その背景に従来のいじめがあることも想定しながら内容に関連する問題事象や問題行動について調査し、いじめた子どもへの指導を含め迅速かつ適切に対応する。

エ 未然防止に向けて、豊かなコミュニケーション能力の育成や情報教育、道徳教育、人権教育の内容との関連を踏まえ、発達の段階に応じた情報モラルに関する指導を徹底するとともに、トラブルから自分自身を守るために必要な知識、インターネットや携帯電話利用のマナーやルールなど保護者とも協力して指導する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態が発生した場合は、直ちに久御山町教育委員会に報告し、調査をする主体等を協議する。学校が調査を行う場合は、「いじめ防止のための基本的な方針」（文部科学大臣決定）

及び京都府におけるいじめ防止等の基本的な方針に基づき、「いじめ防止対策委員会」を中心に、被害児童・保護者の思いを踏まえるとともに、調査の公平性・中立性の確保に努め、事実関係を明確にする。

(2) 学校で行う調査の状況については、必要に応じていじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に情報を提供する。

(3) 調査結果を京都府教育委員会に報告する。

(4) 調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要な取組を進める。

7 関係機関との連携について

(1) 地域・家庭との連携の推進

ア P T Aとの連携の下、いじめに対する理解を深める取組を進める。（研修会や講演会実施等）

イ いじめの防止等に関する学校の基本方針や取組をホームページ等で積極的に発信する。

ウ 学校運営協議会の会議や地域の民生児童委員の方々との懇談会の中で、本校の取組について情報提供し啓発を行う。

(2) 関係機関との連携の推進

警察、児童相談所等の関係機関と適切な連携を図れるように努める。